

「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現 に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野4

環境を守り育てる分野

■みどりの再生（身近な緑の保全・創出・活用）

【財務省、国土交通省】

県担当課：みどり自然課

平地林などの緑地は、良好な景観の形成をはじめ、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、防災機能など、多岐にわたる公益的機能を有しており、緑地が果たす役割への期待は、今まで以上に高まりを見せている。

こうした緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、緑地の保全を図ることが重要な課題となっている。

1 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充

【財務省、国土交通省】

平地林などの緑地を保全するため、相続税課税評価の軽減及び納税猶予制度の創設、公有地化に対する財政支援の拡充、公有地化に係る譲渡所得特別控除額の引上げ、並びに相続税として納付された緑地を地方公共団体が保全できる制度の創設を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因の一つとなっており、緑地減少の大きな要因となっている。
- ・ 貴重な緑地の保全を図るために、地方公共団体では公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。
- ・ 相続税として物納された平地林は、地方公共団体が緑地として保全の必要性を認識していても、厳しい財政状況の中で買取りによる対応ができず、公売、開発されてしまう。このため、物納された貴重な平地林について地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 平地林の相続の際も農地と同様に、平地林として維持することで相続税の納税を猶予し、免除する制度を創設すること。
- ・ 地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税評価が軽減される制度を創設すること。
- ・ 平成 24 年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方公共団体の役割はますます大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用について、国庫補助率の引上げを図ること。
- ・ 緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路など公共事業と同様に土地収用法対象事業並みの 5,000 万円に引き上げること。
- ・ 相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

■みどりの再生（多様で健全な森林の整備・保全）

【農林水産省、林野庁】

県担当課：森づくり課

本県の民有林人工林は木材として利用可能な46年生以上の森林が約8割となる一方、10年生以下の若齢林が極端に少ない「森林の少子高齢化」が進んでいる。

高齢林は若齢林に比べ二酸化炭素の吸収能力が低下するため、地球温暖化防止の観点から「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用を進め、森の若返りを図る必要がある。

また、人工林については、放置すると土砂流出などを発生させるおそれがあることから、間伐などを適切に行い、下層植生の生育による土砂の流出防止や水源涵養、間伐材利用による炭素の固定等、森林の持つ公益的機能を維持発揮させる必要がある。

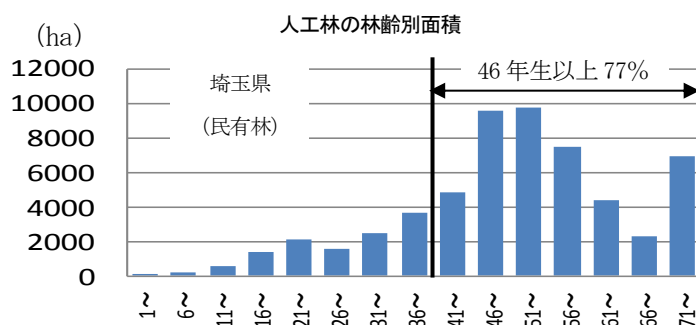
1 森林整備に対する安定的な財源確保

【農林水産省、林野庁】

森林の循環利用による地球温暖化防止への貢献等、森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する安定的な財源確保を図ること。

◆現状・課題

- 戦後植栽された人工林は木材価格の低迷などにより皆伐・再造林が進んでおらず、本県では46年生以上の森林が77%となるなど、全国的に「森林の少子高齢化」が進んでいる。
- 皆伐・再造林が促進されれば森林が持つ二酸化炭素の吸収能力が向上するほか、林業生産の活発化による雇用創出、木質バイオマスへの活用等が図られ、山間地域の活性化が期待できる。
- また、人工林を健全に育成し、森林が持つ公益的機能を維持発揮させるためには、間伐等の森林整備を適切に実施する必要がある。
- しかし、再造林や間伐などの森林整備における国の予算は十分な規模とはなっておらず、本県の森林整備に支障をきたしている。
- 平成27年12月に京都議定書に代わる新たな地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択され、森林については引き続き二酸化炭素吸収源としての保全・強化に取り組むべきとされた。
- 平成28年度与党税制改正大綱においては、「国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。」とされた。



1年当りのおおよその炭素吸収量
(単位：ト/ha・年)

	20年生 前後	40年生 前後	60年生 前後	80年生 前後
スギ	3.3	2.3	1.1	0.8
ヒノキ	3.1	2	1.1	0.3
天然林 広葉樹	1.4	1	0.3	0.1

出典：(独) 森林総合研究所温暖化対応推進拠点

■川の再生

【国土交通省、環境省】

県担当課：水環境課、都市計画課

本県は、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現するために、川の再生に取り組んでいる。県内の一部の都市河川等については、生活排水の適正な処理による一層の水質改善が必要な状況にある。

1 浄化槽の整備事業に対する支援の充実

【環境省】

生活排水対策を推進するため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に係る助成を拡充するなど、浄化槽の整備事業に対する支援の充実を図ること。

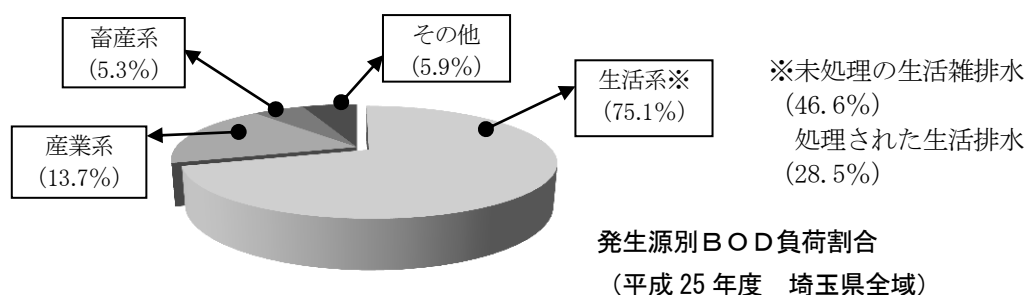
◆現状・課題

- ・ 河川の汚濁原因の約7割を生活排水が占めることから、生活排水対策の推進が急務となっている。
- ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、河川への汚濁負荷削減に有効であるが、個人の費用負担が大きいことや水洗化の利便性を既に手に入れていることなどの理由から、なかなか進まない状況にある。
- ・ 平成26年1月、国において汚水処理施設未整備地区の早期概成を柱とする「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が策定された。
- ・ これにより、今後10年程度で下水道が概成しない地域が浄化槽による処理地域に切り替わり、浄化槽への依存度が一層高まるものと推測される。
- ・ 合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽の整備を行う市町村に対し県が補助金を交付しているが、国庫補助金の交付を事業実施の要件とする市町村も多く、国による財政的支援の更なる充実が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 汚水処理施設の早期概成に向け、市町村の要望に十分対応できるよう、循環型社会形成推進交付金に必要な財源を確保すること。
- ・ 浄化槽市町村整備推進事業の助成率を1/3から1/2に引き上げること。
- ・ 浄化槽設置に係る公私負担割合の見直しを行うほか、配管工事など付帯工事への補助による個人負担の大幅な軽減を図ること。

◆参考（発生源別BOD負荷割合）



2 下水道の整備に対する財政支援の拡充

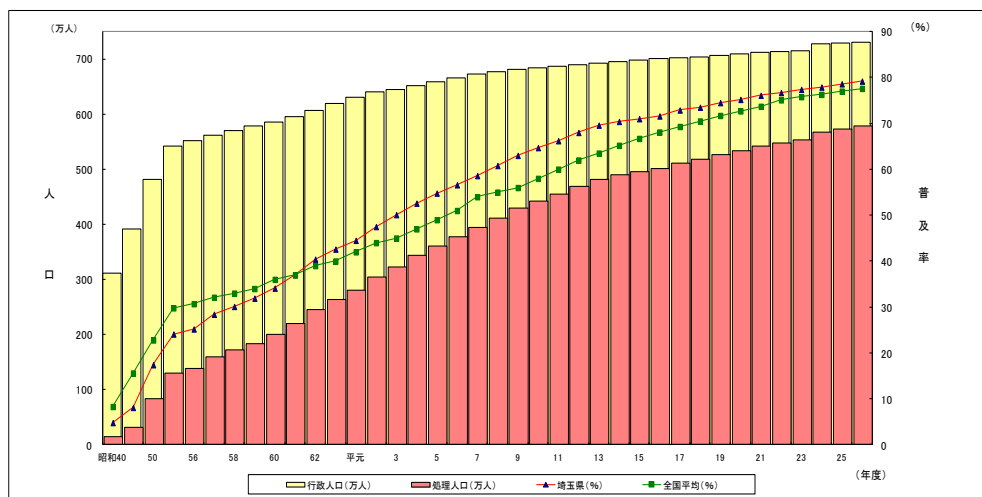
【国土交通省】

汚水処理の未普及を解消するためには公共下水道の整備促進が重要である。汚水処理の早期概成を進めるため財政力の弱い市町村に対し、主要な管きよの交付対象要件を緩和し財政支援の拡充を図ること。

◆現状・課題

- ・ 本県の下水道普及率は全国平均を上回っているものの、普及率が低迷している市町村も存在している。
- ・ 平成26年1月に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」が策定され、今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指したアクションプランの策定が必要となった。

○下水道普及率の推移



年度(末)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
埼玉県 (%)	71.6	72.9	73.5	74.5	75.2	76.1	76.7	77.4	77.9	78.6	79.2
全国平均 (%)	68.1	69.3	70.5	71.7	72.7	73.7	75.1	75.8	76.3	77.0	77.6
全国順位(位)	9	9	10	12	12	12	11	12	13	13	13

○普及率の低い市町村

美里町：6.3% 神川町：12.8% 上里町：15.0% 寄居町 22.5% 吉見町：23.6%

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 汚水処理の早期概成を進めるためには財政力の弱い市町村に対して主要な管きよの交付対象の要件を緩和し、財政支援の拡充を図ること。

3 下水道を接続する生活保護世帯等に対する財政支援の拡充

【国土交通省】

下水道への接続率を向上させることは、下水道事業の経営安定化のみならず河川等の水質改善を進める上からも重要である。接続率の向上を図るために生活保護世帯等に市町村が行っている助成制度等に対して、国による財政支援の拡充を図ること。

◆現状・課題

- ・ 生活保護世帯への水洗化工事に伴う排水設備の工事に対する補助として「下水道水環境保全効果向上推進費補助金」制度があったが、平成22年4月1日付で廃止された。
- ・ また、社会資本整備総合交付金制度への移行に伴い、社会資本総合整備計画の基幹事業に伴う効果促進事業に位置付ければ、交付できるとされている。
- ・ 既に下水道の整備が完了している地域の生活保護受給者や高齢者、年金受給者などの接続が金銭面において課題となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 社会資本総合整備計画では下水道整備が完了している箇所の位置付けが困難であるため、新たに生活弱者に対する財政支援制度を創設すること。

■環境に配慮した産業社会の構築

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

県担当課：温暖化対策課

国の地球温暖化対策計画は、「日本の約束草案」で示した我が国の2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けた道筋を明らかにするものであり、パリ協定における世界共通の長期目標である2℃目標達成のためにも、同計画に基づく実効性のある対策の実施が求められている。

また、本県全体の温室効果ガス排出量の約5割は産業活動に伴って排出されており、地球環境問題に対応して持続可能な発展を遂げるためには、県内事業者が積極的に温室効果ガスの排出削減に取り組むことのできる仕組みづくりを進めていく必要がある。

1 地球温暖化対策計画に基づく対策の強化

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

地方の温暖化対策の取組を加速させるため、地球温暖化対策計画に基づく実効性のある対策を強力に実施すること。

平成28年4月からの電力小売全面自由化に適切に対応できるよう、地方公共団体の区域内における電力事業者別の電気使用量を容易に把握できる制度を創設すること。

◆現状・課題

- 「日本の約束草案」では、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%削減（2005年度比25.4%削減）の水準（約10億4,200万t-CO₂）とすることを目標としている。
- 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定は、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球平均気温上昇を2℃より十分下方に保持することを設定している。また、この長期目標を達成するために温室効果ガス的人為的な排出と吸収のバランスを今世紀後半に実現することを目指すとしている。
- 政府の「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針」では、平成28年春までに地球温暖化対策計画を策定することとされている。
- 国は地球温暖化の流れに未だ歯止めがかかっていない現状を踏まえ、地球温暖化対策計画に基づき、実効性のある対策を実施する必要がある。
- また、地方における温暖化対策の推進に当たっては、温室効果ガス排出量の実態把握が必要となる。そのためには区域内における電気使用量の把握が不可欠であるが、各電気事業者に販売電力量を照会しても、回答は任意となっている。
- 特に近年は、特定規模電気事業者（PPS）については、事業者数が800超と急増する中、供給区域などが明らかにされていないことも多く、地方公共団体がその実態を把握することは困難である。
- 平成28年度からは電気の小売業への参入が全面自由化されたことから、地方公共団体がPPSを含めた全ての電気事業者から区域内の電気使用量を簡便に把握できる制度が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 計画に基づいた実効性のある対策を打ち出すとともに、温暖化対策を実施する自治体や事業者の取組を強力的に支援すること。
- ・ 地方公共団体が区域内における電気事業者別の電気使用量を容易に把握できる制度を創設すること。

2 排出量取引制度等の早期導入

【経済産業省、環境省】

キャップ&トレード方式の排出量取引制度については、地方公共団体が既に実施している制度との整合性に配慮して制度設計を行い、早期導入を図ること。また、導入に当たっては、温室効果ガス削減の実効性の高い制度とすること。

◆現状・課題

- ・ 排出量取引制度については東京都が平成 22 年度から本県は平成 23 年度から開始している。
- ・ 連携した取組により、産業・業務部門の二酸化炭素削減に高い効果を上げている。
- ・ 世界的にはすでに 35 の国と 20 の地域で排出量取引制度が導入されており、2017 年には中国が全国的な排出量取引制度の開始を計画している。
- ・ 地球温暖化対策は喫緊の課題であること、既に日本が世界の取組から遅れていることを認識し、速やかに排出量取引制度を全国的に導入する必要がある。
- ・ 排出量取引制度を導入するに当たり、先行している東京都や本県の制度により削減を進めている事業者にとって、不利なものとならないよう配慮する必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 排出量取引制度の創設について法制化し、早期導入を図ること。
- ・ 導入に当たっては、キャップ&トレード方式の排出量取引制度とし、本県や東京都の制度との整合性に配慮すること。

■低炭素な暮らしとまちづくりの推進

【経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省、警察庁】

県担当課：温暖化対策課、エコタウン環境課

低炭素社会の実現を目指すにあたり、家庭部門における温室効果ガス排出量の削減が進んでいない。住宅への再生可能エネルギーの導入とエネルギー効率の向上が必要である。また、エネルギーの効率的な利用や地産地消、次世代自動車の普及を進めることで、低炭素で災害に強い自立分散型エネルギー社会を構築する必要がある。

本県では、既存住宅への太陽光発電設備の設置や省エネ改修を進めることによりエネルギーの地産地消を目指す「埼玉エコタウンプロジェクト」に取り組んでおり、既存住宅のスマートハウス化をより強力に推進していく必要がある。

また、近年、ヒートアイランド現象の影響が現れている。県内の熱中症による救急搬送者は高水準で推移しており、深刻な健康被害に対する対策が求められている。

1 住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充

【経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

家庭部門における温室効果ガス排出量の削減のため、住宅の断熱化及び省エネ設備導入に向けた支援施策を一層拡充すること。

また、都市機能の集約化やエネルギーの面的利用に取り組む市町村への支援を一層拡充すること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、太陽光発電などの「創エネ」、省エネ改修などの「省エネ」による既築住宅のスマートハウス化を中心に、既成市街地におけるエネルギーの地産地消を目指す「埼玉エコタウンプロジェクト」を推進している。
- ・ 平成 27 年 7 月 17 日に開催された第 30 回地球温暖化対策推進本部にて、温室効果ガスの削減目標として、2030 年度に 2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）の水準とする「日本の約束草案」を決定した。
- ・ また、本県を含む大都市圏では、ヒートアイランド現象が見られ、空調設備などに起因する人工排熱の抑制対策が求められている。
- ・ 政府は、エネルギー基本計画や日本再興戦略において、新築住宅に係る断熱性能などの省エネ基準への適合を平成 32 年までに義務化する方針を示している。
- ・ 家庭部門における温室効果ガス排出量の削減が進んでいない。
- ・ 低炭素認定住宅への税制上の支援制度が、新築住宅のみが対象であるなど、既築住宅に係る断熱化や省エネ化へのインセンティブが十分でない。
- ・ 再生可能エネルギーのうち、太陽光発電設備の導入は本格普及段階に入ったが、太陽熱や地中熱利用設備の住宅への導入が進んでいない。
- ・ 都市機能の集約化やエネルギーの面的利用等に向けた市町村の取組を促進するため、平成 24 年に「都市の低炭素化の促進に関する法律（通称エコまち法）」が施行されたが、県内では現在、実施市町村が 2 市のみである。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 排出量の削減が進まない家庭部門への対策を強化すること。
- ・ 住宅総数の大半を占める既築住宅の断熱化を促進するため、省エネ基準適合化に向けた努力目標水準を明示すること。
- ・ 低炭素認定住宅への税制上の支援制度の対象に既築住宅を加えるとともに、省エネリフォームへの助成や税制上の支援を一層拡充すること。
- ・ 住宅の消費エネルギーの2/3を占める熱利用の低炭素化を進めるため、太陽熱利用設備に対する助成を拡充するとともに、地中熱利用設備に対する助成など新たな支援策を講じること。
- ・ エコまち法に基づく市町村の取組を促進するため、事業実施のインセンティブが働くよう財政的な支援制度を充実させること。

2 ヒートアイランド対策の推進 【新規】

【国土交通省、環境省】

地方公共団体や事業者による効果的な対策実施を促進するため、ヒートアイランド現象の原因やメカニズムの解明を行うとともに、広域的なヒートアイランド対策の実施に向けた体制整備を行うこと。

また、暑熱環境による人の健康への影響等を軽減する対策への支援制度を創設すること。

◆現状・課題

- ・ ヒートアイランド現象の原因は、緑地・水面の減少、人工物・舗装面の増加等の地表面被覆の人工化、都市への建築物の集積、人工排熱の増加など多くの要因が絡み合っており、効果的な対策の実施のためには、原因やメカニズムの解明が不可欠である。
- ・ また、ヒートアイランド現象は都市化した地域に共通する課題であり、地方公共団体の区域を超えた広域的な対応が求められている。
- ・ 本県においては、50年前と比べ、熱帯夜の年間日数が2.8日から16.2日へ、猛暑日は3.3日から28.2日へ増加するなど、ヒートアイランド現象の影響が現れている。
- ・ 熱中症による救急搬送者数は、県内で年間3千人前後と高水準で推移している。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて日本の高温多湿な夏に不慣れな多くの外国人が訪れることとなり、ホスピタリティの観点からもヒートアイランド現象への対応は急務となっている。
- ・ 2025年には団塊の世代が後期高齢者となるなど、今後、高齢者の増加が急速に進む。熱中症リスクの高い高齢者を守る観点からも対策が求められる。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ ヒートアイランド現象に関連する諸要因の関連性や寄与度等に関する調査研究を実施し、原因やメカニズムの解明を図ること。
- ・ 地方公共団体の区域を超えた広域的なヒートアイランド対策の実施に向けて、国が中心となり体制整備を行うこと。
- ・ ミスト噴霧装置や人工日除けの設置など、暑熱環境による人の健康への影響等を軽減する対策への財政支援を創設すること。

3 次世代自動車等の普及に向けた規制改革等の推進

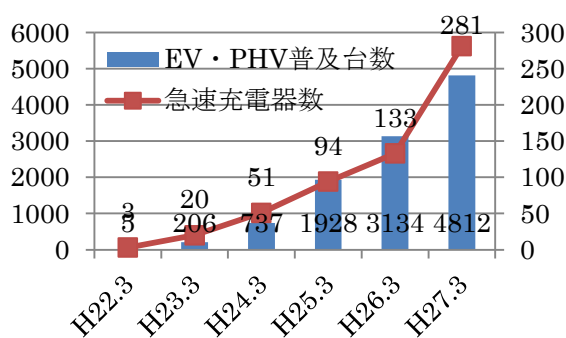
【経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省、警察庁】

電気自動車等の普及を加速するため、車両購入者への支援策の拡充や充電インフラ等の整備を推進するとともに、燃料電池自動車などの新たな車両の普及を円滑に進めるなど、規制緩和や制度見直しをはじめとした総合的な対策を一層進めること。

◆現状・課題

- ・ 本県の二酸化炭素排出量の約4分の1が自動車からの排出であることから、二酸化炭素の排出が少ない次世代自動車の普及が必要である。
- ・ 国は平成27年7月17日に開催された第30回地球温暖化対策推進本部にて、温室効果ガスの削減目標として、2030年度に2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)の水準とする「日本の約束草案」を決定したところである。
- ・ また、電気自動車等の購入補助については、平成28年度当初予算において137億円規模を確保し、自動車メーカーに対し価格低減のインセンティブを与える制度を継続している。
- ・ 自動車関係税制については、エコカー減税の抜本的見直しや、環境性能に応じた車体課税についての見直しが行われた。
- ・ 究極のエコカーと期待される燃料電池自動車が、平成26年12月15日に初めて市場投入された。
- ・ また、平成25年度から、燃料となる水素の商用スタンド整備が進められているが、高压ガス保安法をはじめとする法規制がインフラ整備コストに大きな影響を及ぼしており、整備の遅れが懸念されている。

【埼玉県内のEV・PHV及び急速充電器普及状況】



◆提案・要望の具体的内容

○電気自動車等の普及推進

- ・ 同一敷地内における複数の電気需給契約に関する電気事業法特別措置の適用範囲を急速充電器のみではなく普通充電器へも拡大すること。
- ・ 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入及び充電インフラ整備のための補助制度を継続・拡大すること。

○燃料電池自動車の普及推進

- ・ 商用水素スタンドに係る高压ガス保安法などの規制については、十分な安全性の確保を前提に、海外で許容されるレベルまで早急に緩和すること。
- ・ 商用水素スタンドの整備に対する財政支援を維持・拡大すること。
- ・ 燃料電池自動車の購入に対する財政支援を継続すること。その際、消費者が購入計画を立てやすいよう複数年度にわたって補助内容を明らかにすること。

■再生可能エネルギー活用の推進

【総務省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

県担当課： エコタウン環境課、資源循環推進課
下水道事業課

エネルギーのベストミックスを構築し、併せて温室効果ガスの削減を進めていくためには、再生可能エネルギーを最大限に導入していくことが必要である。本県では、既存住宅への太陽光発電設備の設置や省エネ改修を進めることによりエネルギーの地産地消を目指す「埼玉エコタウンプロジェクト」に取り組んでいるが、正確な情報の発信や制度の適切な運用により、住宅用太陽光発電設備のより一層の普及拡大を図る必要がある。

1 太陽光発電の普及拡大

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

住宅用太陽光発電のより一層の普及拡大を進めること。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金等については、固定価格買取制度の更なる運用見直しを行い、過度な負担とならないよう措置を講じること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる「創エネ」の活用などにより、既成市街地におけるエネルギーの地産地消を目指す「埼玉エコタウンプロジェクト」を推進している。
- ・ エネルギーのベストミックスを構築し温室効果ガスの削減を進めていくためには、太陽光発電などの再生可能エネルギーを最大限に導入していくことが求められている。
- ・ 政府は、平成 26 年 4 月に「エネルギー基本計画」を策定し、2030 年までに発電量に占める再生可能エネルギーを 2 割超とする目標を定めるとともに、平成 27 年 7 月には 2030 年度の電源構成として再生可能エネルギーの割合を 22 から 24%程度とする「長期エネルギー需給見通し」を決定した。
- ・ また、再生可能エネルギー発電設備の接続申込に対し、複数の電力会社で回答保留が生じた状況を踏まえ、平成 27 年 1 月に、太陽光発電設備等へのきめ細かな出力制御システムの導入や、太陽光発電に適用される調達価格の決定時期の変更など、固定価格買取制度の運用見直しを行った。
- ・ 平成 26 年度以降、50 kW以上の太陽光発電で一定期間内に場所及び設備の確保が確認できない場合には設備認定を失効させるよう手続きが見直されたが、見直し前に設備認定を受けた設備で長期間施工されていない「空押さえ」も多く、平成 27 年 8 月末現在、8,171 万 kWの設備認定に対して 2,219 万 kWしか稼働していない。
- ・ また、平成 27 年 9 月から、秩父地域及びその周辺が東京電力株式会社による連系制約エリアの対象となった。
- ・ 電力需要家が負担する再生可能エネルギー発電促進賦課金は年々増加し、平成 27 年 5 月以降には、前年度の倍以上に増加している。
- ・ また、平成 27 年 6 月以降、自然災害に伴い、パネル飛散、架台倒壊、設備水没など、公衆安全に影響を与える重大事故が発生している。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 住宅用太陽光発電（10kW未満）については出力制御の対象外とし、災害時に備えた自立分散型の電源システムの導入促進に努めること。
- ・ 「空押し」の解消のため認定の取消しなどの対策をとるとともに、一部の地域で行われている電力系統への連系制約エリアを解消するよう働きかけること。
- ・ 家庭など電力需要家に過度の負担が生じないよう、再生可能エネルギー発電促進賦課金と買取価格のバランスを考慮して負担金額の抑制に努めること。
- ・ 再生可能エネルギーや固定買取価格制度に対する住民の不安が払拭されるよう、分かりやすく正確な情報を発信すること。
- ・ 太陽光発電の適正導入を図るため、安全性を確保するための造成、地盤強度等に関する設計基準や施行・管理に関する基準を整備すること。
- ・ 太陽光発電などの再生可能エネルギーや住宅用蓄電の住宅への普及・拡大を進めるため、技術開発や量産化への誘導などによりコスト削減を促進すること。

2 再生可能エネルギーの普及拡大

【総務省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

再生可能エネルギーに関する技術開発を促進し、性能の向上や価格の低減などを進め、その普及拡大を図ること。また、地方公共団体が再生可能エネルギーを地域活性化の資源として活用する取組を支援すること。

◆現状・課題

- ・ 平成27年7月16日に決定した「長期エネルギー需給見通し」では、2030年度の電源構成として再生可能エネルギーの割合を22から24%程度が目標とされた。
- ・ 温室効果ガスの削減を確実に進めるためには、太陽光発電・太陽熱利用やバイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの大幅な利用拡大が不可欠である。しかし、導入コストやランニングコストがかかるために普及拡大がなかなか進まない。そこで、導入コストなどを下げたための技術開発を促進する必要がある。
- ・ 再生可能エネルギーは、災害時の非常用エネルギーとしての活用も期待されるとともに地域活性化の資源であり、地方がその地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用に取り組むための支援が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 再生可能エネルギーを導入・拡大する自治体や事業者の取組を強力に支援すること。
- ・ エネルギー変換効率が高い太陽熱利用設備についての導入支援が十分ではないため、技術のPRなども含めた支援を行うこと。
- ・ 地中熱利用については、設備導入費用が高いことなどにより、普及が進んでいない。地中熱利用設備等に対する具体的な支援を拡充すること。
- ・ 地中熱の利用は、地下水や地盤環境、生態系に影響を与える可能性がある。最適な地中熱利用のあり方について、国において研究を進めること。
- ・ 再生可能エネルギーの導入を契機として、地域に新しい産業活動が生まれ、地域経済が活性化する。再生可能エネルギーを活用した地域活性化施策に関する支援を継続・強化すること。
- ・ 下水汚泥や廃棄物等を活用したバイオマス発電を普及・拡大していくため、技術開発・事業化のための実証試験や施設建設などに対する財政支援を行うこと。

■公害のない安全な地域環境の保全

【文部科学省、環境省、資源エネルギー庁、原子力規制庁】

県担当課： 環境政策課、大気環境課
水環境課、産業廃棄物指導課
企業局総務課、下水道管理課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染に対する県民の不安は未だ十分に払拭されていない。また、空中を浮遊する微小粒子状物質（PM_{2.5}）による県民の健康への影響が懸念されている。

こうした課題に対して、県民が安全な地域環境を享受できるよう、効果的な対策を早期に講じる必要がある。

1 放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理の推進

【環境省、原子力規制庁】

放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき除却した土壌について、安全性の確保を前提に適切な処理が進むよう、国において処理基準を明確に定めること。

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（下水汚泥焼却灰など）のうち、汚染レベルが低く人体に影響を与える影響等がないものについては、安全性の確保を前提に的確な再利用等が進むよう基準を見直すこと。

◆現状・課題

- 放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域では、放射性物質に汚染された除去土壌を学校、公園等で仮保管している。また、それ以外の地域でも、国のガイドラインに基づき同様の措置を実施している。このため、仮保管場所周辺を日々利用する子供や高齢者などの安全や健康への不安が高まるなど、早急な除却土壌の処理が求められている。
- 放射性物質に汚染された下水汚泥の焼却灰などの廃棄物を再利用するには、国が定めるクリアランスレベル（例えば脱水汚泥等の再利用には100Bq/kg）を下回る必要がある。しかし、設定されている水準が高いため人体への影響がほとんどない廃棄物についても再利用が進んでいない。

◆提案・要望の具体的内容

- 除去土壌の仮保管状態を早急に解消するため、処理基準を早期に定めること。また、安全性が確認できない除去土壌を処分する施設を、国の責任において早急に設置すること。
- 放射性物質の濃度が8,000Bq/kg以下の汚染レベルの低い廃棄物については、再利用等の円滑な処理が進むようクリアランスレベルなどの安全性に関する基準を見直すこと。

2 福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償の範囲拡大

【文部科学省、原子力規制庁、資源エネルギー庁】

福島第一原子力発電所事故により地方公共団体が被った放射線対策費について、東京電力株式会社による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って指導及び支援すること。

◆現状・課題

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の汚染に対して、地方公共団体は空間放射線量・食品・飲料水等の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- こうした対策は原発事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、平成 25 年分までの費用として東京電力に約 41 億円の損害賠償請求を行い、平成 28 年 2 月現在、約 29 億円を回収している。

◆提案・要望の具体的内容

- 国は、事故と相当程度の因果関係が認められる地方公共団体の損害について、東京電力株式会社による賠償が確実に実施されるよう指導及び支援すること。

3 光化学オキシダント対策の推進

【環境省】

光化学オキシダントについては根本的な改善には至っていないことから、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）をより効果的に削減するため、詳細なVOC排出状況を正確に把握するとともに、未改善の原因を究明し、新たな規制等も含め効果的な対策について早急に提示すること。

◆現状・課題

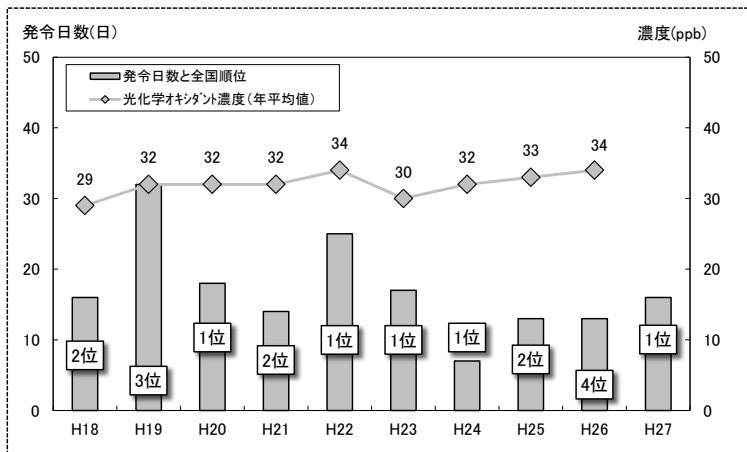
- 光化学オキシダントの原因物質であるVOCと窒素酸化物の削減対策を講じているにもかかわらず、全国的に環境基準達成率は低く、本県の環境基準達成率も長年0%である。また、本県の光化学スモッグ注意報発令日数は、毎年全国上位である。さらに、近年、光化学オキシダント濃度が漸増傾向にある。そのため、原因を究明し効果的な対策を実施する必要がある。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、本県も4会場で競技が開催されることから、競技の円滑な実施のため、また選手及び運営関係者の健康影響を考慮し、開催期間中に光化学スモッグ注意報が発令されないようにする必要がある。
- 平成 25 年度のVOC排出量が業種別で第1位の燃料小売業については、排出量の削減が進んでいない。燃料小売業からのVOC排出量のうち多くを占めているのは、自動車への給油時に大気中に放出されるガソリンベーパーであり、ガソリンベーパーの大気放出量を抑制する必要がある。そのためには、ガソリンスタンドの給油機にベーパー回収装置を設置することや、給油時のみならず走行時や駐車時にもガソリンベーパーを回収し、燃料として再利用するための大型回収装置を装着した自動車（ORVR車）を導入することが有効である。

◆提案・要望の具体的内容

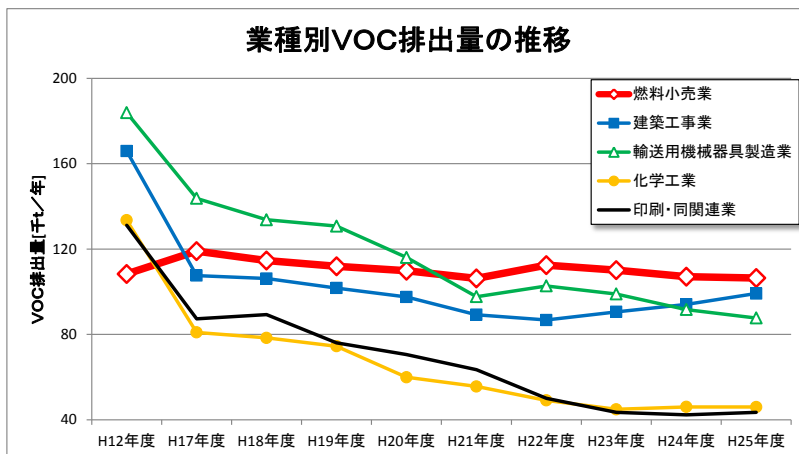
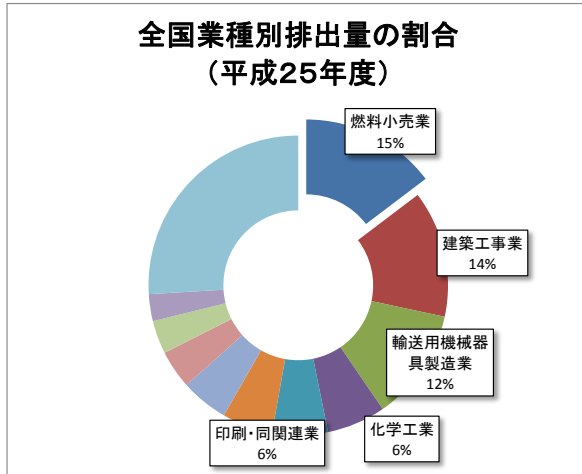
- ・ VOCの削減指導を更に効果的に推進するため、業種や物質ごとの詳細なVOC排出量を正確かつ迅速に把握するとともに、光化学オキシダントの濃度上昇の原因を究明し、効果的な対策を提示すること。
- ・ ベーパー回収装置の設置やORVVR車の早期導入の義務付けなど、ガソリンベーパーに起因するVOC排出量を削減するための施策を実施すること。

◆参考

○埼玉県の光化学スモッグ注意報発令日数（全国順位）と濃度



○全国業種別排出量の割合及び業種別VOC排出量の推移



4 微小粒子状物質（PM2.5）に係る取組の強化

【環境省】

PM2.5の原因物質の排出状況や大気中の生成機構を速やかに解明し、効果的な対策を策定すること。また、PM2.5自動測定機によって得られる1時間値の精度を確保すること。

◆現状・課題

- ・ PM2.5については、中国の大気汚染に端を発して大きな社会問題となっており、健康影響を心配する県民が多い。
- ・ 本県におけるPM2.5の環境基準達成率は、平成25年度は12.0%、26年度は28.6%と依然として低い状況にある。
- ・ PM2.5について、原因物質の排出実態や大気中の生成機構が十分に解明されていないことから、PM2.5に対する新たな発生源対策はとられていない。
- ・ PM2.5の健康影響に関する知見が十分とは言えない。
- ・ 自動測定機によって得られる1時間値には精度保証がなく、機種差や経年変化が大きい。そのため、1時間値を根拠に注意喚起を行おうとしても、その信頼性を確保できない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 発生源の排出インベントリ（排出目録）の整備やシミュレーションの実施などによりPM2.5の原因物質の排出状況を把握するとともに、今後、環境基準を達成するため、効果的な対策を検討し、関係者へ提示すること。
- ・ 注意喚起が必要な高濃度となる場合は、国内の発生源によるもののほかに、海外とくに中国から越境してきたものによる濃度の上乗せが影響していることが考えられるため、高濃度の原因となっている関係国に対し、早急に効果的な対策を実施するよう、引き続き要請すること。
- ・ PM2.5の健康影響について、国として広く情報を収集し、速やかに関係機関に提供すること。
- ・ PM2.5自動測定機の等価性評価では1時間値についても評価を行い、精度の確保に努めること。

5 評価基準の設定等による石綿規制の明確化

【環境省】

一般環境及び建築物の解体等工事の周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。

また、石綿含有塗材について大気汚染防止法での位置付けを明確にすること。

さらに、大気汚染防止法に定める事前調査を行える者の資格と調査結果の保存について明確に規定すること。

◆現状・課題

- 本県では、一般環境及び建築物の解体等工事の周辺で、大気中の石綿濃度を測定している。しかし、これらの評価基準が設定されていないため、どのレベルを目指せば良いのか、明確な判断ができない。現在は、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設^(※1)に適用される敷地境界基準^(※2)や国のアスベスト大気濃度調査検討会の報告書(平成25年10月)の目安^(※3)を参考にしている状況である。

※1 特定粉じん発生施設：解綿用機械、紡織用機械、切断機等(石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。)

※2 石綿の濃度10本/L

※3 石綿繊維数濃度1本/L

- 石綿含有吹付けリシンのような石綿含有塗材が、特定建築材料^(※4)に該当するかについては、国の見解が示されておらず、全国的にも自治体によって判断が分かれている。

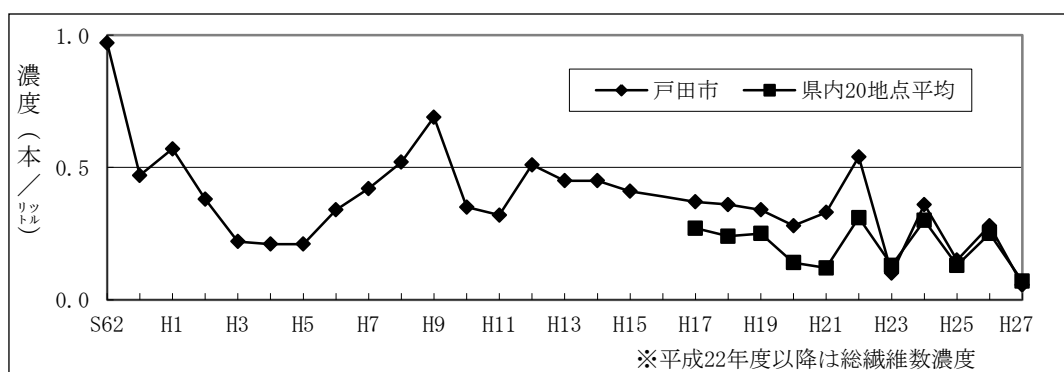
本県では特定建築材料と解釈しているため、隔離養生を求めているが、塗材の撤去で行われている剥離工法では、溶剤による作業環境悪化から、隔離養生が出来ないケースもあるため、対応に苦慮している。

※4 特定建築材料：劣化、又は解体等工事によって石綿が飛散しやすい建材で、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材をいう。

- 今後、増加が予想されている石綿含有建材がある建物の解体工事について、事前調査の信頼性を確保するため、石綿含有建材の有無を確認できる者として資格を持つものが事前調査を行うこととすることが望まれる。

解体工事後に健康被害等の問題が発生した時に事実関係を把握するため、すべての事前調査の結果は、確実に保存される必要がある。

○一般環境中の石綿濃度の推移(埼玉県)



○特定粉じん排出等作業に係る届出数及び立入検査数（埼玉県全体）

年度	届出数	立入検査数
21	230	354
22	237	305
23	248	278
24	216	310
25	189	273
26	193	297

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 一般環境及び建築物の解体等工事の周辺における石綿濃度の評価基準を設定すること。
- ・ 剥離工法による除去作業の作業基準を含め、石綿含有塗材の大気汚染防止法での位置付けを明確にすること。
- ・ 事前調査は、国土交通省が制度化した建築物石綿含有建材調査者等が行うこととし、発注者及び受注者にその結果を保存させること。

6 石綿規制対象の拡大と関係機関の連携強化

【環境省】

非飛散性の石綿含有建材がある建築物の解体等工事について、大気汚染防止法に基づく届出を義務付け、湿潤化の実施や手作業による取外し等の作業基準を設定すること。

また、石綿に係る行政機関の連携を強化するため、大気汚染防止法に係る行政機関への照会等ができることを規定すること。

◆現状・課題

- ・ 大気汚染防止法に規定する特定建築材料^(※)以外である非飛散性の石綿含有建材（成形板等）であっても、適切な方法によらなければ建築物の解体等工事に伴い石綿が飛散する。
こうした非飛散性の石綿含有建材については、大気汚染防止法に基づく届出の義務付け並びに湿潤化の実施及び手作業による取外し等の作業基準がないため、実態の把握や不適切な作業への十分な指導ができない。

※ 特定建築材料：劣化、又は解体等工事によって石綿が飛散しやすい建材で、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材をいう。

- ・ 本県では、大気汚染防止法の届出漏れを防ぐため、石綿含有建材の有無について記載がある建設リサイクル法の届出情報の提供を特定行政庁に求めている。

しかし、一部の特定行政庁は、法令に定めのない場合、個人情報であることや目的外利用を理由に情報提供を行わないため、情報収集に支障が生じている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 大気汚染防止法施行令に、特定建築材料として非飛散性の石綿含有建材を規定すること。
- ・ 大気汚染防止法施行規則に、非飛散性の石綿含有建材の解体等工事について、湿潤化の実施や手作業による取外し等の作業基準を規定すること。
- ・ 大気汚染防止法に、廃棄物処理法第 23 条の 5 のような関係行政機関への照会等ができる旨を規定すること。

■資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

【経済産業省、国土交通省、環境省】

県担当課： 産業廃棄物指導課、資源循環推進課
建設管理課、水道管理課
下水道事業課

真に豊かな県民生活と活力に満ちた生産・経済活動を支えるためには、環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会を構築することが不可欠である。そのためには、廃棄物の発生を抑制し、それでも排出された循環資源を再使用、再生利用するなど循環的な利用に努め、利用ができないものについて適正処理する必要がある。

また、浄水場や下水処理場で排出される浄水発生土や下水汚泥焼却灰も廃棄物であるが、これらには、福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が含まれているため、処分や再利用が進まない状況である。処分や再利用を進めるための実効性のある方策が急務となっている。

1 放射性物質を含む浄水発生土、下水汚泥焼却灰の処分、再利用の推進

【国土交通省、環境省】

浄水場や下水処理場で排出される放射性物質を含む浄水発生土や下水汚泥焼却灰について、放射性物質汚染対処特措法^(*1)、廃掃法^(*2)及び考え方^(*3)に沿った処分・再利用が現実的に進んでいない実態を踏まえ、国が主体となり管理型処分場を斡旋する等、処理が進められる方策をとること。また、住民の放射線に対する不安を取り除くよう、安全性を説明し、理解を得ること。

考え方にに基づき、検出される放射性セシウムの濃度によっては、セメント等への再利用が可能となっているが、国民の安全性に対する懸念から従前どおりの再利用は困難な状況であるため、安全性について国民に広く周知を図ること。

さらに、放射性物質濃度を低減させる技術の開発の継続、新たな再利用方法の研究など浄水発生土、下水汚泥焼却灰等の処分・再利用を進めるためのより実効性のある具体的な方策を早急に示すこと。

(*1) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

(*2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(*3) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方

◆現状・課題

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、浄水発生土、下水汚泥焼却灰から放射性物質が検出されている。
- ・ 考え方により、放射性物質が検出された浄水発生土、下水処理場等から発生する下水汚泥等の処分・再利用についての基準が示された。
- ・ また、放射性物質汚染対処特措法により、放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 以下である浄水発生土や下水汚泥等の処分については、廃掃法に沿った取扱いを行うことが示された。
- ・ さらに、平成 25 年 3 月 13 日厚生労働省健康局長通知により、浄水発生土の園芸用土やグラウンド土への有効利用に関する基準も示された。
- ・ これらにより、検出される放射性セシウムの濃度によっては、管理型処分場への埋立処分やセメント原料等への再利用が可能となっている。
- ・ しかしながら、これらに沿った処分・再利用は、受入可能な施設がないなどの理由によりほとんど進んでいない。そのため、浄水場及び下水処理場では上下水処理等副次産物の保管を余儀なくされている。

【本県の放射性物質を含む浄水発生土、下水汚泥焼却灰の保管状況】(H28.3月末現在)

浄水場における放射性物質を含む浄水発生土	56,498 トン
水循環センターにおける放射性物質を含む下水汚泥焼却灰	2,806 トン

- ・ 放射性物質汚染対処特措法等の施行により、放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 超のものについては、指定廃棄物として指定されることにより、国の責任で処分等がされることになっている。
- ・ 同法に基づく基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）においては、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が発生した都道府県内において行うことが求められており、県内に受入可能な管理型処分場がない本県においては、現実的な処理が進んでいない。
- ・ 国民の下水汚泥焼却灰を活用したセメントに対する安全性の懸念から従前どおりの再利用は困難な状況にある。

2 廃棄物の発生抑制・再使用の促進

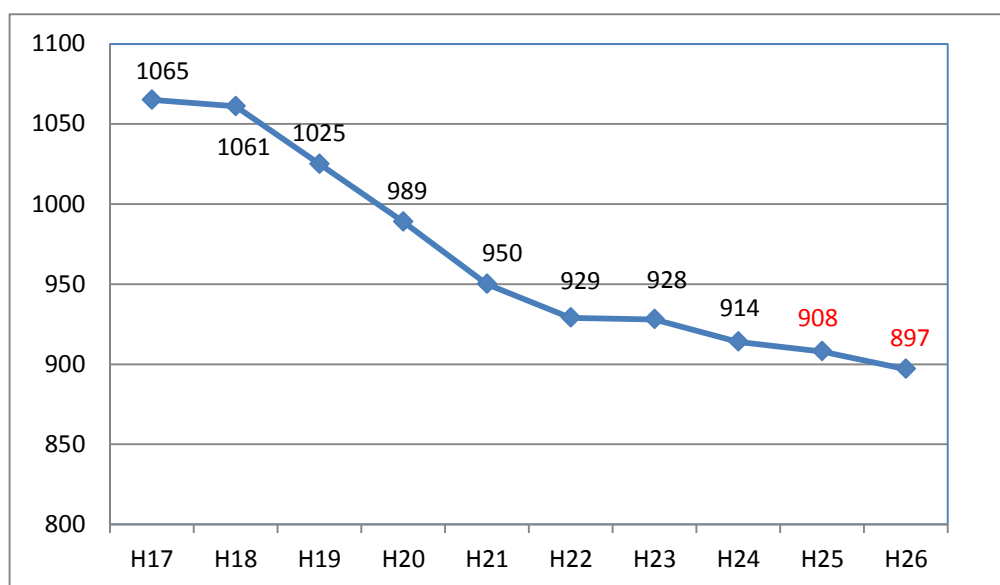
【経済産業省、環境省】

循環型社会形成推進基本法においてリサイクル（再生利用）よりも優先される2R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再使用）を促進するため、容器包装リサイクル法等の法令を改正し、拡大生産者責任を徹底すること。また、再使用することができるリターナブル容器の普及促進を図ること。

◆現状・課題

- リデュースの指標である本県の1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成18年度から減少しているが、近年減少量は横ばい傾向にある。

○埼玉県1人1日あたりの一般廃棄物排出量（単位：グラム）



- 平成25年5月31日に閣議決定された「第三次循環型社会形成基本計画」において、取り組むべき課題の1番目に「2R（リデュース：発生抑制・リユース：再使用）の取組がより進む社会経済システムの構築」が掲げられている。

◆提案・要望の具体的内容

- 製造事業者や小売事業者によるリデュース（環境配慮設計、原材料の省資源化、軽量化等）の取組を促進するため、容器包装リサイクル法等の法令を改正し、拡大生産者責任を徹底すること。
- 市町村や企業によるリターナブル容器の回収システムの構築やモデル事業に対し財政的支援を行うなど、リターナブル容器の普及促進を図ること。また、飲料用容器について全国的なデポジット制度の導入を検討すること。

3 原状回復基金の増額及び対象の拡大

【環境省】

不適正処理事案の是正を推進するため基金を増額すること。また、廃棄物処理法に基づく行政代執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案であれば、基金による支援の対象とすること。

◆現状・課題

- ・ 原因者が行方不明または資力不足等により、廃棄物が放置されている事案が多い。
- ・ このため、やむを得ず撤去等の回復に取り組む都道府県にとっては、その経費が大きな財政負担となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 原状回復等廃棄物の適正処理を推進するため、原状回復基金の増額及び対象の拡大を行うこと。

◆参考（原状回復基金の概要）

- ・ 支援対象は、平成10年6月17日（基金制度の発足）以降に発生したもので、行政代執行が実施された事案。
- ・ 支援する資金の範囲は、支障除去費用の7/10以内で、最小額200万円以上
- ・ 平成26年度末残高 約21.3億円
- ・ 最近の実績
平成19年度3件、平成20年度2件、平成21年度3件、平成22年度2件、
平成23年度2件、平成24年度5件、平成25年度7件、平成26年度3件
- ・ 本県の実績（支援を受けた実績）
平成15～16年度 スタンドサービス(株) 129,025,000円（廃油）
平成18年度 ニコー(株) 8,985,000円（硫酸ピッチ）

4 原状回復のための新たな資金確保制度の創設

【環境省】

行為者が行方不明や資金不足となった場合に備えて、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

◆現状・課題

- ・ 廃棄物の放置等の不適正処理は、原因者がその原状回復を行うことが原則である。
- ・ しかし、不適正処理を行う処理業者は経営基盤が脆弱で、倒産や資力不足のため廃棄物が放置される事案が多い。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

◆参考（宅建業者の現状）

- ・ 営業保証金 本店 1,000万円 従たる営業所 500万円（直接供託の場合）
- ・ 保証協会へ加入の場合 本店 60万円 従たる営業所 30万円
（協会が会員に代わって本店1,000万円・従たる営業所500万円まで弁済保証する。）

5 産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設

【環境省】

産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう、廃棄物処理法を改正すること。

◆現状・課題

- 産業廃棄物処理施設の設置に当たって、許可基準として立地を規制する明確な法令の定めがなく、水源地等に近接していても、許可要件に合致した場合には裁量の余地なく許可せざるを得ない。

◆提案・要望の具体的内容

- 水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、廃棄物処理法を改正し、これらの地域に近接した場所への産業廃棄物処理施設の立地を規制する許可基準を創設すること。

6 土砂の適正管理のための法制度の整備

【国土交通省、環境省】

土砂の排出、たい積に関する不適正な事例に対して必要な規制を行うことができるよう総合的な法制度を整備すること。

◆現状・課題

- 土砂のたい積等の行為を直接規制する法令が無い場合、土砂が大量に山積みされるなど、不適正な事例が見受けられる。
- そのため、本県では平成15年2月から「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を定め、建設発生土等の排出段階から規制を行っている。
- しかし、県域を越え広域的に土砂が流通した場合には、発生元の自治体と処分先の自治体で個別の制度を運用しているため、効果的な対策を講じるには限界がある。

◆提案・要望の具体的内容

- 建設発生土を発生地から搬出する場合、あらかじめ処理計画を作成して行政庁に届出することを義務付けるなど、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組みを設けること。
- 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。
- 不適正な処理を行った者に対する罰則規定（法人重課を含む。）を定めること。
- 不適正な処理が行われている行為地について、迅速に行為の停止や改善を求めるため、強制力を伴う立入調査等の必要な権限に関する規定など、法の実効性を担保する規定を設けること。

7 石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止対策の推進

【国土交通省、環境省】

石綿含有廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、解体工事現場における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、解体工事における石綿含有建材の混入を防止するための法制度を整備すること。

◆現状・課題

- ・ 敷設された再生砕石中から、石綿含有廃棄物が発見される事例が発生している。
- ・ 混入の原因として、解体工事現場で石綿含有廃棄物が十分に分別されず、コンクリート塊の破碎施設に搬入される実態がある。
- ・ 石綿含有建材の取扱いは、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理の各段階において、建設リサイクル法、廃棄物処理法等の関係法令により規定されているが、依然としてがれき類や下ごみ等への石綿含有建材の混入が懸念される状況にあり、当該混入の防止を徹底するためには現行の法制度では限界がある
- ・ 破碎施設においても原料の受入れに当たり、十分な確認を行うことは当然であるが、根本的な対策として、解体段階での分別排出を徹底する必要がある。
- ・ 建設資材のリサイクルを今後も促進していくため、再生砕石の信頼性を確保することが急務である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 石綿含有建材の混入を防止するため、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理等が徹底されるような抜本的な法制度を整備すること。

